

理由

最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林の保全の目標その他森林の保全に関する基本的な事項を全国森林計画等の計画事項とするとともに、保安林における択伐による立木の伐採の手續の簡素化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。